平成２２年（フ）第１６６５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目10番３号
破産者　入江建設こと　入江　真治
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県嘉麻市大隈637番地
破産者　武田　　代
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４０号
佐賀県唐津市町田５丁目５番36号
破産者　岩本　澄夫
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３３９３号
札幌市西区二十四軒３条４丁目４番２号
破産者　本間　尚美（旧姓相原）
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３３号
仙台市若林区保春院前丁28番地の１　セレーノ若林306
破産者　杉内　良和
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
秋田県由利本荘市矢島町七日町字下山寺86番地８
破産者　佐藤　健美
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第８０号
茨城県神栖市矢田部551番地
破産者　茂木　嘉文
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３１６１号
横浜市青葉区荏田西４丁目13番地２　中屋方
破産者　米山　　彰
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ６番２―501号
破産者　宮越　　英
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３７４号
福井県坂井市三国町青葉台５番15号
破産者　大瀬　寿享
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
静岡県浜松市南区若林町1574番地の２
破産者　影山　智明
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
愛知県豊川市幸町84番地、住民票上の住所愛知県豊川市幸町79番地
破産者　村尾　喜助
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１７号
愛知県豊川市桜木通４丁目８番地の９
破産者　村尾　伸一
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６０５号
京都府宇治市宇治若森27番地の５　ティーズクエスト305、開始決定時の住所京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の195
破産者　山村　保三
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目11番24号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番43号
破産者　山村　　稔
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
鳥取県鳥取市立川町２丁目145番地　スタンドリバー202号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺150番地65
破産者　下田　成人
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２１号
香川県高松市伏石町1298番地23、申立時住所香川県高松市円座町900番地３、登記簿上の住所高松市出作町379番地１
破産者　川田　捷敏
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係